

# 1920年代東欧の経済政策と国際貿易

藤井和夫

There was no continuation of prewar economies in Eastern Europe after the First World War. Power politics and the circumstances of economic growth were fundamentally altered. The war had left the economies of the countries of Eastern Europe closely dependent on foreign trade. The trades were influenced by the effects of the War and of the collapse of the Dual Monarchy.

Before the First World War tariffs had been the most important instruments of commercial policy and there was no formal change in customs policy directly after the War. But, substantially, under the impact of inflation the earlier customs walls of most countries crumbled.

Consequently, the countries of Eastern Europe did not engage in cooperation in commercial policy after the War, but chose isolation, mostly by means of direct interference by the state and prohibitive measures in the first half of 1920s, and by means of high customs duties in the second half of the decade.

JEL : N74

キーワード : 東欧、戦間期、貿易政策

## 1. はじめに

第1次大戦の結果、東欧の経済と政治の環境は一変する事になった。強力な帝国の解体ないしは後退によって、いくつかの独立国家が生まれ、各国の領土には大幅な変更が加えられた。総じて大戦以前からの経済的・政治的・社会的な継続性は断ち切れ、民族的な自立の要求がようやく実現される一方で、民族間の新たな紛争の種が植え付けられた。今日の東欧（あるいは最近の表現でいえば中欧）諸国の基本的な骨格はこのときにできあがったのである。戦争による被害や消耗からの回復だけではなく、このような新しい経済環境の下での経済の再編成と再建が、大戦直

後の各国政府の肩に大きくのしかかってきていた。一方、前稿で指摘したように、東欧諸国にとって貿易のもつ意義は第 1 次大戦の後ますます大きくなっていった<sup>1)</sup>。そして東欧諸国が旧支配国の経済的利害や貿易政策から完全に切り離されたことによって、今や自由な通商政策によって国民経済的な課題を果たす役割を貿易が担うことになったのであるが、一方では従来の枠組みの中で東欧諸国がもっていた有利な市場条件は完全に失なわれることになった<sup>2)</sup>。それでは新しい環境の下で各国政府はどのような貿易政策、あるいは貿易に直接関わるような諸政策を展開したのであろうか。

独立したとはいえ極めて困難な状況におかれていた東欧諸国の経済政策は、経済の再建・再編とまだ途上にある工業化の遂行という目標こそ明確であったものの、具体的な政策としては一貫性や合理性に欠けるものであった。そもそも、当時の事情からして、尋常な政策手段によってはその目的を達成できそうになかった。各国の主な政策は、①保護政策と貿易規制、②さまざまな形の国家補助、③敵産没収を含む国家介入、④経済回復策としてのインフレ政策、等の範疇に分けることができる<sup>3)</sup>。そのうちの貿易に直接関わる政策の保護政策と貿易規制について簡単に素描してみることが本稿の課題である。まず保護的関税政策について見てみよう。

## 2. 継承された関税政策

第 1 次大戦後の東欧諸国の貿易は、1920 年代前半に大きく落ち込んだ後、1920 年代後半になってゆっくり回復に向かった。それでも、1920 年代末、すなわち 1929 年の大恐慌直前の時期になっても東欧の貿易は大戦以前の水準にまでは回復していなかったのである<sup>4)</sup>。外国貿易の停滞は、かつての帝国という単位が崩壊してあらゆる意味で厳しい市場条件を突きつけられていたハプスブルグ帝国の継承諸国にとつ

1) 藤井、「1920 年代の東欧貿易」、『経済学論究』（関西学院大学）、52 巻特別号、1999 年 9 月（以下「1920 年代の東欧貿易」と略記）、119-126 頁。

2) 藤井、「1920 年代の東欧貿易」、123-124 頁。

3) D.H.Aldcroft and S.Morewood, *Economic Change in Eastern Europe since 1918*, Aldershot, 1995, p.29.

4) 藤井、「1920 年代の東欧貿易」、126-130 頁。

ても、国家の統合と再編の難事業を抱えるポーランドにとっても、経済の近代化が早急の課題となっているバルカン半島の諸国にとっても、重大な事態をもたらすことになった。

最初に問題となるのは、独立国家が増えることになって改めてその意味が問い直されることになった関税の問題であった。ヨーロッパには、第1次大戦以前に26の独立した経済単位と13の通貨が存在した。それが大戦後には、38の経済単位と27の通貨にふくれあがっていた。もとはひとつであったオーストリア＝ハンガリー二重王国領が戦後には7の独立した経済単位になったのを見てもわかるように、実はその増加のほとんどは東欧地域で生じたのである。

第1次大戦以前の東欧では、ひとつの帝国に統合された地域内においても、その大帝國と隣接する小国の間でも、かなり緊密な経済的連携が存在した。その経済的相互依存と補完関係は、さしあたり各国経済の基盤をなすことに変わりはなかったから、大戦後に全く新しい枠組みの中に再生した東欧においても引き続き維持されるべく努力が傾けられた。しかしヨーロッパは、というより第1次大戦後の世界中が激しい経済ナショナリズムの嵐に巻き込まれつつあり、新しい国家間の友好協力と自由な貿易の必要性を強調した1920年3月の連合国最高会議の声明も、戦争による領土の変更は正常な通商関係を大きく変えるべきではないという1922年春のジェノア会議の声明も、現実の関税政策の変化の流れを変えることはできなかった<sup>5)</sup>。

1927年のジュネーブ世界経済会議で示された自由主義的関税経済政策は、ヨーロッパの再建と平和の維持にとって基本であり、その勧告・決議は少なくとも1930年代の初めまで連盟の活動の基本的路線を表現していたと言われる。しかし、その方針を受けて1928年夏に例外項目を作りながらようやく成立した輸出入の禁止・制限の撤廃に関する協約は、結局アメリカを含む22カ国しか署名せず、批准したのは29年秋になってもわずか11カ国にとどまり、成立に必要な18カ国に達しな

---

5) I.T. ベレンド・G. ラーンキ、南塚監訳、『東欧経済史』、中央大学出版部、1978、245-246頁。なお原書も翻訳も1922年の会議をジュネーブとしているが、これはジェノアの誤りであろう。M.C.Kaser and E.A.Radice eds., *The Economic History of Eastern Europe 1919-1975*. Vol.II, Oxford, 1986, p.12 参照。

かった<sup>6)</sup>。二国間条約においても関税率は軽減の方向に向かうどころか逆行する傾向すら示したのである。東欧においても関税政策は、第 1 次大戦とその後の諸国独立によって燃え上がった民族主義的なパッションに裏打ちされた経済的ナショナリズムの主要な道具となったのである。

もともと大戦以前の関税政策の全てが一挙に大幅に変更されたわけではなかった。新国家はほとんど自動的に以前の関税を継承し、新国境の上でそれを実施した。オーストリア・チェコスロヴァキア・ハンガリーは、1906 年のオーストリア＝ハンガリー二重王国の関税を採用した。ルーマニアやユーゴスラヴィアも、以前のルーマニアやセルビアの関税体系を新しい国家に取り入れた。最も複雑なのは 3 カ国の関税体系を引き継いだポーランドの場合で、1921 年の半ばに至るまで国内に旧プロイセン領とそれ以外の地域の間に関税境界が存在したままであった<sup>7)</sup>。しかしそのことは、いうまでもなく、大戦後の新国家群によって大戦以前の東欧における相互依存や通商関係がそのまま維持されようとしたことを意味するわけではなかった。当初大戦以前の関税率が用いられた理由は、ひとつにはおそらく政策技術的な問題であり、もうひとつには大戦直後の東欧は関税政策の効果が問題にされるような状況にはなかったということなのである。すなわち、1920 年代前半の関税水準が輸出入に与える影響は、後述のように当時の激しいインフレーションの進行によってほとんど意味を持たないものになっていたし、国内産業の保護を目的とする輸出入抑制的な通商政策は、当時の実質的な意味でコントロールの効かない関税を通してよりも、次に述べる戦時中から引き続くさまざまな直接的な規制措置を利用して追及されることになったのである。

6) ジュネーブ世界経済会議は、1925 年の国際連盟総会での提案を受けてアメリカやソ連を含む 50 カ国によって開かれ、通商問題ではより自由で安定的な通商関係を創出することを目標に、多国間協約、最恵国条項の遵守というような原則的問題から、動物検疫、関税品目分類など具体的な問題まで方針が示され、産業協定や農業問題等についても経済金融機構を通じて研究や具体策の検討が行われていた。藤瀬浩司編、『世界大不況と国際連盟』、名古屋大学出版会、1994、5-7 頁。

7) Kaser *et. al.*, *op. cit.*, p.12 およびベレンド他、前掲書、246 頁。

### 3. 新関税政策

1920年代半ばからは、ようやくある程度実現した経済的安定や、政治の正常化、大戦の講和条約にうたわれていた様々な禁止条項が解除されたのを背景に、各国で新しい関税政策が行われることになり、政府の有力な経済政策のひとつとなっていく。新しい関税体系が各国で採用されたのは、ブルガリアで1922年（1924年に大幅に引き上げ）、ルーマニアで1924年6月（1927年に全面改訂により大幅引き上げ）、ポーランドでも1924年（1928年に大幅引き上げ）、オーストリアとハンガリーで1925年1月、ユーゴスラヴィアで1925年3月、チェコスロヴァキアで1926年のことであった<sup>8)</sup>。それらの新関税を従来に関税に比較してみれば、対象品目の著しい増加や税率の高さが顕著であり、経済再建と工業化を推進しようとする各国が、国際協調によるよりは高い関税障壁によって国内産業を保護・育成しようという意図をもっていたことは明かであった。

アメリカや西欧諸国での重化学工業化の進展は、技術革新と新商品開発によって必然的に関税対象品目を大きく増大させることになったが、東欧各国の新関税の対象品目が数千項目にも及んだ理由はそれだけではなかった。よりきめ細かな輸入規制と、相互の関税引き下げを目的として締結される通商協定の効果が拡大するのを押さえるためでもあった<sup>9)</sup>。また総じて新関税は極めて高率であり、ハンガリーでは2000項目を越える工業製品が関税によって堅く守られ、従来二重王国の20%という関税が平均で30%、大量に輸入される完成工業品では50%という水準にまで引き上げられた。特に農機具には200%もの輸入関税が課せられて、その収入は国内当該産業の補助金に廻された。逆にルーマニアでは従来既に30%にも達していた高関税率が約40%とさらに引き上げられ、その農業は農機具や農業機械に対する高額の輸入関税に悩まされたのであった。チェコスロヴァキアでは旧二重王国時代のほぼ2倍の関税がかけられ、それは輸入総額の36.4%にあたっていた。ユーゴスラヴィアの保護関税は、約10%であった戦前のセルビアの関税水準に代わって20

8) Kaser *et. al.*, *op. cit.*, p.13 およびベレンド他、前掲書、248頁。

9) ベレンド他、前掲書、248頁。

## 経済学論究第 53 巻第 3 号

～26%に引き上げられ、しかも工業消費財については70～170%にまで引き上げられた。ブルガリアの税率は戦前水準を100～300%も上回る水準に設定され、国内工業の存在する全ての部門で禁止的な障壁が設けられた<sup>10)</sup>。

次の第1表は第1次大戦以前と1920年代の各国の関税の違いの概略を示したものであるが、見られるようにそれまでロシアの極めて高率の関税領域に組み込まれていたポーランドを唯一の例外として、東欧各国の関税がこの時期に大きく引き上げられているのがわかる。とりわけ、第1次大戦以前には比較的になかった工業製品に対する関税の引き上げが大きく目を引く。

第1表 東欧における第1次大戦前後の関税率（最高従価税率：%）

年	食料品		半製品		工業製品		平均	
	1913	1927	1913	1927	1913	1927	1913	1927
ポーランド	69.5	75.5	71.0	38.3	90.0	69.5	77.0	61.0
チェコスロヴァキア	31.2	37.7	21.8	23.5	24.0	46.0	25.7	35.8
ハンガリー	31.2	34.5	21.8	32.0	24.0	41.0	25.7	35.8
ルーマニア	35.3	47.6	33.6	44.5	28.5	60.3	33.0	51.0
ブルガリア	26.2	86.0	27.2	55.0	20.3	94.0	24.6	78.0
ユーゴスラヴィア	34.6	46.0	19.2	26.3	21.5	33.0	25.0	35.0

注)

・大戦前のポーランドはロシア領、チェコスロヴァキアとハンガリーは二重王国、ユーゴスラヴィアはセルビアの数字。

・数字は各グループ中の商品の運賃保険料込み価格の最高税率を単純平均したもの。

・例外的に高関税の以下のものは含まれない。食料品中のアルコール飲料とタバコ、半製品中の石油、ポーランドの玩具とタイヤ。

出所：M.C.Kaser and E.A.Radice eds., *The Economic History of Eastern Europe 1919-1975*. Vol.II, Oxford, 1986, p.17.

10) Aldcroft *et al.*, *op.cit.*, p.29-30 およびベレンド他、前掲書、249頁。

以上のように、独立によって自由な通商政策を遂行することが可能になった東欧諸国では、関税に関して従来の経済的相互依存関係を維持しようという方針はみられず、狭く不十分な国内市場のまわりにより高い関税障壁を設けることで、まだ未熟な自国の産業、なかんずく工業を保護育成しようとしたのである。もっとも、当時の関税率がその事を十分に物語っているわけではない。例えば、1927年のジュネーブ会議のために国際連盟経済財政部が作成した関税指数は不正確である。それは平均税率の算出の際に、実際には輸出入の行われていない品目も含めている。また高率関税に並行して、農産物輸入にあたって防疫上の理由によって実施された輸入禁止措置のような関税以外の規制が存在したことに留意する必要がある<sup>11)</sup>。つまり、統計的なデータで示されるよりも、各国の関税政策はさらに禁止的性格が強かったのである。そのためにあまりに貿易そのものが阻害され、たびたび二国間の通商条約の締結によって相互の関税率の引き下げが図られたが、それらの協定は1920年代後半を通じて常に修正されていく中で、結局関税引き下げや再調整の効果は帳消しにされたのであった<sup>12)</sup>。

#### 4. 関税政策の領域と効果

上記のような東欧各国の新関税政策は、国家の再建を期に自国の基幹産業を確立し、遅れた工業化を推進しようというのがその本来の目的であったが、この時期の東欧諸国の関税では自国の工業の保護だけではなく、従来の農産物輸入国、すなわち比較的先進的な工業諸国においても、農業保護政策が積極的に展開されたことが特徴的であった。そもそも東欧の農業は、第1次大戦の戦闘によって大きなダメージを受けていた上に、アメリカ大陸諸国との競争が激化し、その上戦後穀物から肉類やその他の加工食料品への需要のシフトが起きて穀物の需要が減少していた<sup>13)</sup>。そこに農産物輸入国の農業に対する保護主義的な対応が加わって、農産物輸出を国民経済の柱にしていた多くの東欧諸国はたちまち苦境に追い込まれることになった

11) ベレンド他、前掲書、249頁。

12) ベレンド他、前掲書、250頁。

13) 藤井、「1920年代の東欧貿易」、142-143頁。

のである。もちろん農業輸出国の側でも黙って手をこまねいていたわけではない。1925年にそれまで無関税であった穀物輸入にスライド制の関税を課し、その後も追加関税法の制定によって農業保護をさらに強化したオーストリアと、1930年の価格の75～80%に至るまで小麦粉関税を次第に引き上げていった上にその製粉と混合も法律によって規制したチェコスロヴァキアの両国に対して、東欧各国はその輸入工業品に著しく高い保護的関税をかけたのである。例えばオーストリアとの貿易に関して、ドイツ関税が14～17%、イタリア16～21%に対して、東欧ではチェコスロヴァキアが21～30%、ハンガリー30～40%、ユーゴスラヴィア27～41%、そしてポーランドが49～67%という報復的な関税をかけたのであった<sup>14)</sup>。

かくて東欧各国は、自国の経済を守るために相互に高い関税障壁を築き合うことになった。このあたかも自給自足経済をめざそうとするかのような高率の保護関税体系は、全ての外国から自国の産業を守ろうとしたものであり、その意味で対外的には遠方の経済先進国に対してであろうと、近隣の東欧諸国に対してであろうと同じように貿易を抑制する効果をもつはずのものであったが、実際にはこの壁は、近隣東欧諸国に対してよりいっそう効果を発揮して、より遠方の先進工業諸国にはそれほど厳しい作用を及ぼさなかった。その理由は二つある。第一に、東欧諸国の産業は技術的に遅れていたためにコスト・パフォーマンスが悪く、その農産物も工業製品も世界市場での競争力をもたなかったもので、例えばチェコスロヴァキアの国境で穀物に対して関税障壁が設けられたとき、それは遠いアメリカの小麦にとってよりも、輸送費の優位性にもかかわらずハンガリーの小麦にとってより大きなダメージとなったのである。またバルカン諸国で機械の輸入に対して課徴金が課されたとき、イギリスやベルギーの工業生産者よりも、オーストリアやチェコスロヴァキアの生産者の方がより大きな痛手を受けたのであった<sup>15)</sup>。第二に、東欧が本格的な工業化を進めるためには、先進的な工業設備と工業原料・エネルギーの獲得が不可欠であり、先進工業地域である西欧から機械類と工業用半製品を輸入することはまず

---

14) ベレンド他、前掲書、251頁。

15) ベレンド他、前掲書、251-252頁。



ます重要となってきたし、国内産業の現実の技術水準において西欧の商品は競争的であるよりは補完的であり、さらに生産設備購入に不可欠な国際通貨をもたらしてもくれたので、保護的な関税政策の枠内とはいえ、近隣東欧諸国よりは遠方の西欧諸国との貿易が志向されたのである<sup>16)</sup>。

## 5. 貿易統制政策

次に関税政策と並んで1920年代東欧の通商政策として大きな意味をもった貿易統制政策について見てみよう。上述のごとく、各国の新しい関税体系ができあがってくる1924年頃までの東欧諸国の貿易に関する政策のベースは、もっぱら輸出入禁止策であった<sup>17)</sup>。戦時中に実施されたこの緊急措置は、戦争が終わっても経済的防衛策としてだけではなく、政府の歳入源のひとつとしても引き続き維持されることになった。とりわけ第1次大戦終結と新生国家再興直後からいわば力づくでの国境決定とソ連との戦争をおこなっていたポーランドでは、深刻な食糧と石炭不足からそれらの輸入と取引は完全に国家の統制の下におかれたままであった。外国貿易も国家の統制下にあり、輸出入には貿易許可証が必要であった。輸出を禁じられた農産物や天然石油のような特別な商品を除いて、自由に貿易ができるようになるのは1921年の半ば以降のことである。1924年に保護的な新関税が導入されると、一部の輸出に対して許可証の代わりに輸出課徴金が課せられ、翌年にはこのシステムは農産物に拡大された。もともと1925年にドイツとの間に関税戦争が始まると、再び輸入許可制が復活し、それはポーランドの輸入の約30%をカバーした。1928年には関税が引き上げられるとともに、いわゆる関税払戻制度によって輸出促進が図られるようになった<sup>18)</sup>。

他の東欧諸国においても、大戦直後の深刻な工業原材料および食糧の不足から政

16) 藤井、「1920年代の東欧貿易」、137頁。

17) Kaser *et al.*, *op.cit.*, p.13 およびベレンド他、前掲書、247頁。

18) Kaser *et al.*, *op.cit.*, p.13-14、Z.Landau and J.Tomaszewski, *The Polish Economy in the Twentieth Century*, London, 1985, p.48 および藤井、「第1次世界大戦直後のポーランドにおける戦時経済」、『経済学論究』、52巻2号、1998年12月（以下「戦時経済」と略記）、89-90頁。

## 経済学論究第 53 巻第 3 号

府は輸出規制を解除するのをためらっていたし、財政収入目当ての輸出関税は実際にしばしば政府の主要な財源となっていた。ブルガリアではすでに 1919 年 12 月に通貨レフの対外価値を維持する目的で外貨による貿易の規制策が導入され、外貨の取扱いは国家の手に握られていた。また 1920 年 4 月には輸出による為替価値の 30% を国立銀行が手にすることになって、1920-21 予算年度の輸出関税収入は、輸入関税からの収入を上回ってさえいたのである。ただブルガリアの輸出入の規制そのものはそれほど厳格なものではなかった<sup>19)</sup>。オーストリアでは、原料と食料の輸出が禁止された。他方で、多数の品目が輸入禁止リストに挙げられていたにも関わらず、国内の供給不足を背景に税関自らの権限で多くの商品が輸入されていた。チェコスロヴァキアでは特に農産物の国内取引を規制する戦時統制が 1921 年まで存続し、外国貿易に関しては独立直後の 1918 年に外国貿易を独占するシンジケートが政府によって作られ、それによって貿易の統制が行われていた。1920 年の夏にそのシンジケートは外国貿易局に編成替えされ、輸出入許可証を発行したが、1923 年の中ごろにフランスとオーストリアとの通商条約でいくらか緩和されるまで、主に工業製品の輸入が厳しく制限された。ハンガリーでは、大戦の終結直後に一旦輸出入禁止策は凍結され、ほとんどの商品が自由輸入品目に載せられていたが、1921 年 7 月の布告によって自由輸入品リストは修正され、特に完成工業品の多くが輸入を禁止されることになり、その禁止リストは 1924 年 10 月まで次第に増えていった。1922 年には悪化するインフレに対処するために為替管理が導入され、特に輸入を統制することになった。ルーマニアでは商品の不足を背景に、1919 年に 20% の輸出税を賦課された石油と毛織物を除く全ての輸出が禁止された。翌 1920 年から 22 年にかけて、輸出品は完全禁止、求償貿易協定によるもの、特別許可証によるもの、自由輸出可能品、の 4 つに範疇分けされ、その後許可証制度と輸出税は次第に廃止されていった。輸入禁止措置については 1919 年 7 月に初めて導入され、その後 1924 年まで特に奢侈品の輸入が禁止された。ユーゴスラヴィアでも 1918 年の後半にはほとんどの商品は輸出規制の対象となっていた。その後収支改善のために輸出規制

---

19) Kaser *et. al.*, *op. cit.*, p.14 および Aldcroft *et. al.*, *op. cit.*, p.29.

は緩和されていったが、1923年10月まで輸入禁止措置は継続した<sup>20)</sup>。

## 6. 1920年代の貿易とインフレ

前述のごとく、第1次大戦直後に東欧各国は全く経済条件の異なった旧来の関税体系をそのまま踏襲したが、その関税が戦後の東欧諸国の政策目標にとって適切であるかどうか、復興をめざしている経済活動にプラスとなるのかマイナスとなるのか等は、ほとんど問題になることはなかった。というのは、当時の各国における激しいインフレの進行が、関税水準の効果をほとんどわからなくしてしまったからである。インフレはいうまでもなく需要と供給のアンバランスが引き起こすものであるが、この時の東欧のインフレには、国際的な市場関係の激変とその調整過程に付随した現象という側面もあった。上に述べたような貿易に対する規制政策と、国内産業を育成するための保護政策がとられれば、必然的にその経済はインフレ的な性質をもつことになる。そして工業化のための保護的な政策は第1次大戦以前から東欧の各地ですでに開始されていた。忘れてならないのは、保護政策は商品の国内価格を上げるだけではなくて、インフレ防止政策を不可能にする傾向があることである。また、高率の関税によらずに国内の生産者を外国との競争から守る方法としては、輸出価格を相対的に下げるための為替操作があるが、それはひるがえって輸入品価格を引き上げて国内にインフレをもたらすのである<sup>21)</sup>。

加えて、ポーランドの例が顕著に示すように<sup>22)</sup>、大戦後の経済再建と工業化のいつそうの遂行をめざす東欧各国政府は、財政の弱体を結局インフレを引き起こす手段で補わざるを得なかったから、政策目標として意図していなかったにもかかわらず、東欧におけるインフレの進行は必然であった。チェコスロヴァキアの場合のみはインフレがそれほど深刻ではなく、むしろ1922年にはデフレ傾向にさえあった。他の東欧諸国では、インフレによって初期の関税障壁は崩壊したのである。従価税では

20) Kaser *et al.*, *op. cit.*, p.13-15 およびベレンド他、前掲書、247頁。

21) M.C.Kaser and E.A.Radice eds., *The Economic History of Eastern Europe 1919-1975*. Vol.I, Oxford, 1985, p.390.

22) 藤井、「戦時経済」、96-100頁。

## 経済学論究第 53 巻第 3 号

なく従量税であったオーストリア＝ハンガリー二重王国の関税率は、本来高率関税になっていたにもかかわらず、インフレによる通貨の減価によって実質的には極端に低いものになってしまっていた。つまり、大戦以前に10～20%、若干の品目については30～40%であった関税水準は、大戦後にそのまま適用されても貨幣価値下落によってわずかに1～4%の水準にしかならず、ただ形だけの保護関税でしかなかった。このままではもはや貿易をコントロールしたり、国内産業を保護したりすることはとうてい不可能である。そのために始まったインフレと関税率引き上げの競争も、対策として導入された関税割戻金や関税プレミアムも、結局状況を変えることはなかったのである。ユーゴスラヴィアでも関税プレミアムにもかかわらず、支払い税率は以前の税水準の約3分の2にしかならなかったし、ルーマニアでは関税プレミアムは全く課せられなかった<sup>23)</sup>。

1920年代前半の東欧におけるインフレは、関税が産業保護の機能を果たすことを妨げはしたが、しかし他方では、実質的に低下した関税率の代わりに、貨幣価値の下落そのものが国内市場を保護するという側面もあった。つまりそれは投資と輸出を刺激し、財政困難な政府に産業保護政策のための財源をもたらしたのである。もちろんそれは各国政府がインフレをコントロールしえた場合のことであり、現実にはその後多くの諸国が、荒れ狂うインフレによって経済に大きな混乱を招いてしまった。ハイパー・インフレーションを経験したポーランドとハンガリーでは、結局崩壊した通貨の建て直しに政府は全力を注がねばならなかったのである<sup>24)</sup>。

## 7. おわりに

第1次大戦の終結によって民族国家の形成を果たした東欧諸国では、それ以前の経済的支配から自立して、自らの通商政策を追求することが可能になった。しかし自主性を回復したとはいえ、従来の東欧経済が基盤としていた旧支配国を含む国際的な市場構造は完全に崩壊していたから、国民経済の新たな自立のためにはその通

23) Kaser *et. al.*, *op. cit.*, Vol. II, p. 12 およびベレンド他、前掲書、246頁。

24) Aldcroft *et. al.*, *op. cit.*, p. 32 およびベレンド他、前掲書、247頁。

商政策は過大なほど大きな課題を担うものであった。

実際に東欧各国がとった通商政策の成果を検討してみれば、貿易に対する統制政策にしても、保護的な高率関税政策にしても、相互の通商協定の締結によって貿易関係が正常化されていった局面もあったにもかかわらず、各国相互間の協力関係どころか東欧各国の競争の激化と孤立化が進行していったのであり、従来各国の結びつきが有していた市場面でのメリットはまったく回復されることなく、さりとて自立のための新たな国際的市場環境をつくり出すには至っていないという、極めて不十分な政策的成果しか見出せないように思われる。すなわちこの時期に貿易が落ち込む中で、東欧域内での貿易は補完的であるよりも競争的なものになり、東欧各国にとって西欧とりわけドイツとの貿易が次第に重要になっていった。また工業化を反映して原材料と機械類の輸入が増える一方、伝統的な農産物輸出の停滞が深刻な問題となっていたのである<sup>25)</sup>。

しかしそれは東欧の経済政策あるいは政治が未熟であったり、あるいは政策を誤ったわけではなくて、むしろ国内的に不十分な準備しかもたずに経済の近代化を目指す東欧が必然的に組み込まれていった、当時の世界経済そのものがもつ構造的な欠陥に基本的な要因を見出すべきものであろう。すなわち国際協調の枠組みを創造しようという様々な努力にもかかわらず、西欧を中心とする世界経済は、結局利害の衝突する国際経済を有効に調整する決定的な手段を持つことができずに、1920年代末の大恐慌の世界的な波及過程の中で、次第に再度の大戦への破滅の道をたどる他はなかったのである。困難な状況の中で国民経済の近代化に取り組んでいた新生東欧諸国にあっても、やがて西欧諸国、とりわけドイツのブロック経済化の嵐の中に巻き込まれていかざるを得なかったのであった。

---

25) 1920年代の東欧各国貿易の実態については、藤井、「1920年代の東欧貿易」参照。